

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。

詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

○ 重要なお知らせ

○ ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！～職場のハラスメント撲滅月間～

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、**12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め**、集中的な広報を実施しております。

これに伴い、福島労働局においても令和7年12月1日(月)～令和7年3月31日(火)までの間、労働者だけでなく事業主も利用できる**「ハラスメント対応特別相談窓口」**を設置いたします。相談内容等に係るプライバシーは厳守いたします(匿名での相談可)。また、相談無料ですのでお気軽にご相談ください。

＜相談窓口連絡先はこちら＞

福島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

働く方や事業主等が相談できる「ハラスメント相談特別窓口」を開設し、セクハラ、いわゆるマタハラ、パワハラ等に関するハラスメントの相談を受け付けます。

※時間がかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

○福島労働局

総合労働相談コーナー

フリーダイヤル（労働者専用） 0800-800-4611
024-536-4600

雇用環境・均等室

024-536-4609

月曜～金曜
8:30～17:15

土日祝日、年末年始を除く

○労働基準監督署内の総合労働相談コーナー

福島労働基準監督署内

郡山 " 024-503-4859

いわき " 0246-81-0068

会津 " 0242-26-6495

白河 " 0248-24-1391

須賀川 " 0248-75-3519

喜多方 " 0241-22-4211

相馬 " 0244-36-4175

富岡 " 0240-22-3003

月曜～金曜
9:00～16:30

土日祝日、年末年始を除く

職場におけるハラスメント防止対策は 事業主の義務です

厚生労働省の職場のハラスメント対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」では、事業主がハラスメント防止のため雇用管理上講ずべき措置やハラスメント防止対策資料等について紹介しています。

ぜひともご確認・ご活用ください。



[あかるい職場応援団 -職場のハラスメント\(パワハラ、セクハラ、マタハラ\)の予防・解決に向けたポータルサイト-](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/)



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

○令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

「STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま」を展開します！

福島県は、県土の85%が積雪寒冷地域となっていることから、冬期間においては、冬季特有の気象条件による降雪、凍結、寒冷等に起因する冬季特有の労働災害が毎年多発しています。

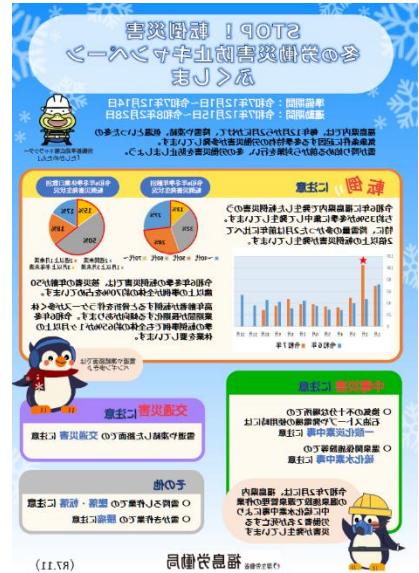
特に、転倒災害については、休業4日以上の全死傷災害の3割以上を占めていて最も件数が多く、12月から2月までの冬期間に発生する転倒災害の約4割が降雪・凍結等に起因するものとなっています。

また、昨冬は積雪が多かったため、平年と比べ降雪・凍結等を原因とする転倒災害が大幅に増加したほか、硫黄泉の温泉施設において源泉管理を行う労働者2名が点検口付近にできた雪洞内に滞留していた硫化水素による中毒で死亡するという労働災害も発生しました。

こうした状況を踏まえ、福島労働局では、各労働災害防止団体と連携し、特に降雪・凍結等を原因とする転倒災害をはじめ、冬季特有の労働災害の減少を図ることを目的として『STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま』を実施します。

【福島労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html



○「ハロートレーニングフェス in ふくしま 2026」が開催されます！

～学びの一步は体験から…やってみよう職業訓練！～

1月31日(土)、リスクリングによる能力向上支援の取り組みの一環として、「ハロートレーニングフェス in ふくしま 2026」を以下のとおり開催します！

どなたでも参加できますので、多くの方々のご参加をお待ちしております！

【開催日時】

令和8年1月31日(土) 10:30~15:30 (14:30 受付終了)

【会場】

ポリテクセンター福島(福島市三河北町7-14)

※ 無料駐車場あり(約100台)

【内容】

ポリテクセンター見学ツアー、ハロトレ体験、ハロトレ相談 等々



【対象者】

どなたでも参加できます。求職中、在職中、事業主、学生、保護者、訓練施設の方々等、多数のご参加をお待ちしております！

【詳しくはこちら】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02508.html



○ 建設業の事業主の皆さまへ

～ 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は 事務所等労災(継続事業)を成立させる必要があります～

・建設業における労災保険の取扱いについて

建設業に適用される労災保険は、有期事業(単独・一括)のほかに、特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、事務所等(継続事業)の保険関係を成立させる必要があります。

また、労働保険料の申告、労災請求等についても注意が必要です。

不明な点については、以下までお問い合わせください。

① 適用関係及び保険料算定等

福島労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署

② 保険給付関係

福島労働局労災補償課又は最寄りの労働基準監督署

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険(継続事業)を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

原則、元請事業が間接しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～⑥の業務等が該当します。(裏面へ参照)

- ① 土場・資材置き場等での整理作業(※)や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現状確認
- ③ 事業として行わない労災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業(工期を定めていない等)
(※) 土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事業職の労働者を雇用していない場合でも建設業労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」に從事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 前に、建設の事業の保険関係と別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法(下記④)に留意してください。
- ② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
※ただし、相場的に独立して事業が行われる場合は除きます。
- ③ 運用業種については主なる業種により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付隨しない業務」に從事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めさせてください。
※「特定の工事現場に付隨しない業務」に從事した部分の賃金額は根拠となる賃料(出勤簿、出面簿等)を基に算出してください。根拠となる賃料がない場合は、通常から当該事業の日数、時数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が「特定の工事現場に付隨しない業務で負傷疾病含む」した場合は事務所等労災の保険関係で労災請求してください。

◆ 成立手続と保険給付に関して…

所属労働者が「特定の工事現場に付隨しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続が済んでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
未手続中の労働者で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全額又は一部を事業主から徴収することができます。
成立手続又是保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。
労働基準監督署の所在地は→

**<参考>
有期事業と事務所等(継続事業)の労働保険料の労災保険分の区分例**

① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)
(注)なお、「事務所等」が「建設業」の事業の場合には、元請事業の労災保険料も算定基礎に含めて計算、加工の業務を行った際の賃金額について「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

② C社労働者が特定の工事現場に付隨しないC社内の倉庫整理を行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、事業として行っている場合は除く)

⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはない)を他の業務の合間に利用して行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。(工期の定めはないことと並んで、事業として行っている場合は除く)

*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

労働保険の年度更新では、
ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
イ 特定の工事現場に付隨しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
ウ 所属労働者の雇用保険
以上のア～ウについてはこれまで適正に確定保険料を申告してください。
下請事業の所属労働者が元請事業に間違った業務で負傷した場合(病気含む)は、元請事業の保険関係で労災請求することは誤解となりますので注意ください。

*ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

詳しくは、こちらのサイトをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002450789.pdf>

※リーフレットの他、「現場労災」と「事務所等労災」の区分けについて、ポンチ絵も添付しています。

福島労働局/徴収室/各種法令・制度・手続き/労働保険関係

○ リ・スキリング等教育訓練でスキルアップ等を目指す皆さんへ ～令和7年10月から創設！ リ・スキリング等教育訓練支援融資のご案内～



リ・スキリング等教育訓練支援融資は、**スキルアップ等を目指す方々を支援する融資制度**です。令和7年10月から創設されました。生活面の不安無く訓練を受けることができるよう、「**教育訓練費用**」と「**教育訓練期間中の生活費**」を融資します。

さらに、訓練を修了した方が、**一定の要件を満たした場合、債務残高の返済が一部免除されます。**

それぞれの要件や申請手続等、**詳細は以下のリンク先**からご覧ください。



【リ・スキリング等教育訓練支援融資について】(厚生労働省 HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
koyou_roudou/koyou/reskillingtou_shienyushi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/reskillingtou_shienyushi.html)



【リ・スキリング等教育訓練支援融資のご案内】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001572533.pdf>



○ 業務改善助成金の対象事業者が9月5日から拡充されました

中小企業のより多くの皆さんに活用していただけるよう、業務改善助成金の**対象事業者の範囲**を、地域の実情に応じて**拡充**します。

【拡充のポイント】

- 事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。
- 最低賃金の影響を強く受ける中小企業が活用しやすくなるよう、特定的に、**賃金引き上げ計画の事前提出**についても**省略**を可能とします。

【厚生労働省HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001556067.pdf>



○ 令和7年10月～12月 「学びへgo！」キャンペーンを実施！ ～キャンペーン期間中、各種人材開発各種支援策を一層促進します～



令和7年10月から12月、福島労働局では公的職業訓練の受講
促進及びリ・スクリーニングによる能力向上支援を
一層促進するため、「学びへGo！」キャンペー
ンを実施します。

人材開発に取り組む事業主・事業主団体の
みなさま、スキルアップやキャリア形成したい
働いている方、あるいはこれから働くとして
いる方に向けたさまざまな支援策を用意して
います。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。



【厚生労働省 人材開発 ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html)



【福島労働局ハロートレーニング特設ページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00057.html



○ 「改正育児・介護休業法」令和7年10月1日完全施行！

- 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等
5つの措置（①始業時刻当の変更、②テレワーク、③保育施設の設置運営、④就業しつつ子を養育することを用意にするための休暇、⑤短時間勤務制度）
から2つ以上の措置を選択して講じる必要があります。
- 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮



就業規則の規定例や個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

※ 社内用にアレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



○ 福島労働局からのご案内（11/28 定例報告会）

○ 令和7年11月定例報告会資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02755.html

雇用失業情勢(令和7年10月分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002475535.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002475486.pdf>

○ 報道発表（11/1～11/28）

○ 令和7年11月発表資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00115.html

▶ 11/27

[福島労働局長が年末安全パトロールを行います](#)

▶ 11/27

[「STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま」を実施します](#)

▶ 11/20

[労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検](#)

▶ 11/13

[福島署管内の建設工事現場に表彰状を授与](#)

▶ 11/12

[雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表](#)

▶ 11/12

[長時間労働の削減等に積極的に取り組む企業に労働局長が訪問します～11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組として実施～](#)

○ イベント情報 随時更新中（11/1～11/28）

▶ 11/17

[【学生のみなさん】ふくしま企業説明会＆業界研究会を開催します！](#)

▶ 11/17

[令和7年度労働者派遣事業・職業紹介事業セミナー（オンライン形式）申込受付は11/25～開始です！](#)

▶ 11/6

[外国人雇用管理セミナーを開催します（福島会場）](#)

○ 各ハローワーク等のイベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html

▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

ハローワーク福島	ハローワークいわき
ハローワーク会津若松	ハローワーク郡山
ハローワーク白河	ハローワーク須賀川
ハローワーク相双	ハローワーク二本松

▶ その他窓口のイベント情報

福島わかものハローワーク	福島新卒応援ハローワーク
郡山新卒応援ハローワーク	ハローワーク郡山 マザーズコーナー

○ 新着情報 隨時更新中 (11/1~11/28)

▶ 11/27

[障害者雇用相談援助事業について](#)

▶ 11/25

[「ハロートレーニングスケジュール令和7年度 秋号」を掲載しました。](#)

▶ 11/13

[無災害記録を達成した福島労働基準監督署管内の工事現場に「無災害表彰状」を授与](#)

▶ 11/6

[年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう.pdf](#)

▶ 11/5

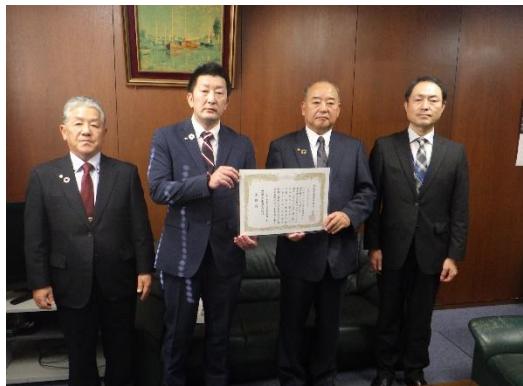
[福島労働局/監督課/事例・統計情報/労働基準関係法令違反に係る公表事案](#)

▶ 11/1

[通年轻装のお知らせ](#)

○ フォトレポート (10/1~10/31)

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03062.html



▶ 11/13

無災害記録を達成した福島労働基準監督署管内の
工事現場に「無災害表彰状」を授与しました。

事業所名:佐藤工業株式会社

HOT TOPIC

就職氷河期世代支援特設サイトのご案内

就職氷河期世代の仕事や生活に不安や悩みを抱える方、さらに中高年層の方にも間口を広げ、一人ひとりに合った支援を行っています。あなたの一步を支えるサポートがあります。不安や悩みに寄り添った支援と相談窓口をご用意しています。まずはあなたに合ったサポートを見つけてみましょう。

厚生労働省 中高年の活躍支援

中高年層（ミドルシニア）《限定・歓迎求人》を検索する

【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/



あきらめなくて大丈夫。 あなたに本気の支援があります

就職氷河期世代の仕事や生活に不安や悩みを抱える方、
さらに中高年層の方にも間口を広げ、一人ひとりに合った支援を行っています。

ハローワークの正社員就職件数
57.0万人

ハローワークの求人件数
95.2万人

サポステ利用者の就職等率
72.0%

ハローワークの正社員就職率
63.8%

サポステの利用件数
57.0万件

中高年の活躍支援
中高年の活躍支援
スペシャルムービー公開中

悩みを誰にも話せなくて、
ずっとひとりで抱えていた方へ
ひきこもり地域支援センター

公的職業訓練の受講者数
26.6万人

様々な困難により
生活にお困りの方へ
生活困窮者自立支援制度

3つの支援窓口のご案内

今のキャリアを見直したい

ハローワーク

全国の求人情報を検索・応募でき、すぐに働きたい方をサポートします。
履歴書の書き方や面接対策、職業訓練など、就職に必要な準備もフォローします。

ハローワークを詳しく見る

働くための準備がしたい

サポステ

「仕事を始めたいけど、何から手をつければいいかわからない…」
そんな方が無理なく一步を踏み出せるよう、一人ひとりに合った支援をします。

サポステを詳しく見る

ひきこもり等から踏み出したい

各種支援機関

生活のサポートを受けながらじっくり働く準備
などができる支援機関。
ひきこもり状態や長いブランクがある方も、一人ひとりに合ったプログラムがあります。

各種支援機関を詳しく見る

配信しました情報について、貴団体の機関誌、HPなどに掲載いただき、広く会員企業の皆様への周知にご活用いただきたく、よろしくお願ひいたします。

また、ご活用いただきました場合には、下記の該当する番号に○をつけていただき、このメールでご返信くださいますよう併せてお願ひいたします。

1. 機関誌に掲載(予定も含む)
2. HPに掲載(予定も含む)
3. 会員にちらしを配付(または同封)(予定も含む)
4. その他
()

今後も当局から様々な情報を提供させていただきますので、引き続き、広報にご協力くださいますようよろしくお願ひします。

次回は1月上旬に配信予定。

※※※

福島労働局雇用環境・均等室（担当：安保）

〒960-8112 福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎4F

電話 024-536-2777

※※※